

宇都宮市地域新電力事業パートナー募集

審査講評

令和3年3月

宇都宮市地域新電力事業パートナー公募型プロポーザル審査委員会

－ 目次 －

第 1	審査体制	1
第 2	審査委員会の開催経過	1
第 3	審査フロー	2
第 4	審査の内容	2
1	審査方法	2
2	第一次審査（資格審査）の手順	3
3	第二次審査（提案審査）の手順	3
第 5	審査の結果	5
1	第一次審査（資格審査）	5
2	第二次審査（提案審査）	5
3	優先交渉権者の選定	7
第 6	審査の講評	8
1	審査委員会が評した事項	8
2	審査の総評	10

第1 審査体制

宇都宮市（以下、「市」という。）では、市との共同出資により地域新電力会社を設立し、小売電気事業及び地域還元事業を共に検討・実施する企業を選定するに当たり、提案内容の審査に関して、選定基準を踏まえて総合的に評価を行い専門的見地から助言を受けるために、学識経験者などにより構成される宇都宮市地域新電力事業パートナー公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置した。

なお、市が設置した審査委員会の委員は次のとおりである。

（第1回審査委員会）

氏名	所属・役職
江原 照雄	日本公認会計士協会東京会栃木県会 公認会計士
五味淵 郁章	栃木県弁護士会 弁護士
林 泰弘	早稲田大学 理工学術院 教授
諸富 徹	一般社団法人 日本シュタットベルケ・ネットワーク 理事
横尾 昇剛	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授

（第2回審査委員会）

氏名	所属・役職
五味淵 郁章	栃木県弁護士会 弁護士
斎藤 秀樹	日本公認会計士協会東京会栃木県会 公認会計士
林 泰弘	早稲田大学 理工学術院 教授
諸富 徹	一般社団法人 日本シュタットベルケ・ネットワーク 理事
横尾 昇剛	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授

（備考：いずれの回も敬称略，五十音順）

第2 審査委員会の開催経過

日時	会議名	主な議題
令和2年11月6日	第1回審査委員会	・ 募集要項（案）及び選定基準（案）について
令和3年2月9日	第2回審査委員会	・ プレゼンテーション審査 ・ 優先交渉権者（候補者）及び次点交渉権者（候補者）の選定

第3 審査フロー

応募者の提案書等資料提出から優先交渉権者決定までの流れは図1のとおり。

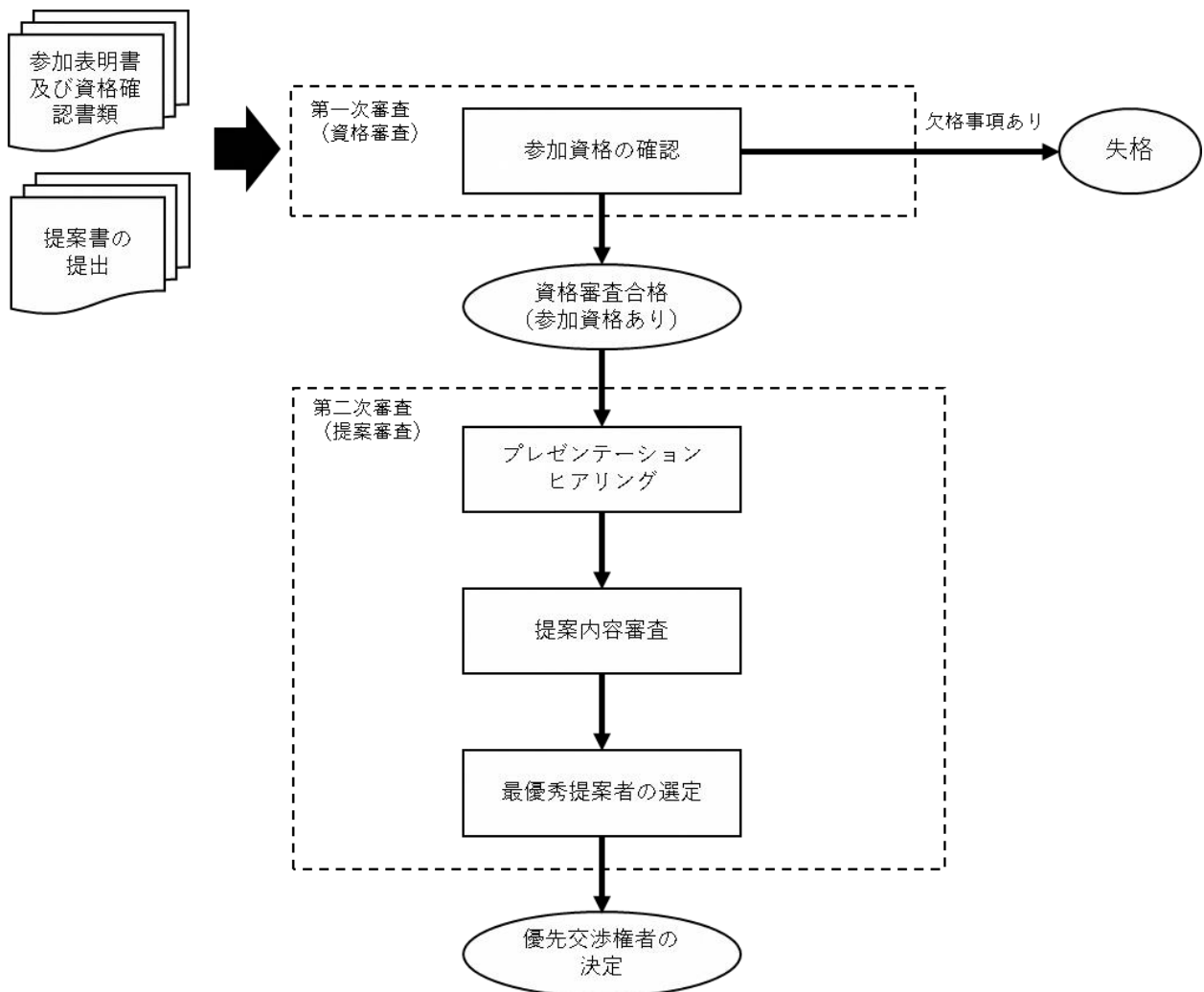


図1 審査フロー

第4 審査の内容

1 審査方法

- ・ 第一次審査（資格審査）として、応募者の資格要件の適合について審査した。
- ・ 次に、第二次審査（提案審査）として、実施方針や電力調達計画、利益活用計画などの事項の提案内容を評価する総合審査を行った。
- ・ 審査委員会は、「宇都宮市地域新電力事業パートナー選定基準（以下、「選定基準」という）」に基づいて提案審査を行い、優先交渉権者並びに次点交渉権者の選定を行った。

2 第一次審査（資格審査）の手順

応募者が、募集要項に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査した。

3 第二次審査（提案審査）の手順

応募者から提出された提案書の内容を審査を実施した。

審査にあたっては、応募者によるプレゼンテーション、審査委員会による応募者へのヒアリング等を踏まえ、選定基準に基づいて点数化した。

評価点の点数及び算出方法は以下のとおり。

(1) 評価の点数

200点満点とする。

(2) 評価点の算出方法

評価点は、表1及び表2に基づき、各委員が評価したものの合計点を委員の数で除して得点を算出する。

表 1 審査項目及び配点

No	大項目	小項目	配点
1	実施方針	事業実施にあたっての基本方針	10
			10
2	電力調達計画	電源構成の基本方針	10
		再生可能エネルギー等の電源の調達計画	20
			30
3	電力小売計画	小売営業の基本方針	10
		小売予定先の市有施設の供給計画	20
		小売予定先の民間事業者等の供給計画	10
			40
4	収支計画	収支計画の試算	20
		小売価格・調達価格等の設定方針	10
			30
5	組織管理計画	組織管理の基本方針 事業実施体制及び事業パートナーの役割分担	20
		需給管理・調整業務の実施方法	10
			30
6	リスク管理計画	本事業におけるリスクの想定及びその対応策, 出資者間でのリスク分担	20
		緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組み への工夫	10
			30
7	利益活用計画	事業利益活用の基本方針	10
		事業利益を活用した事業内容	20
			30
		合計	200

表 2 評価の基準と得点化の方法

評価	評価の基準	得点化方法
A	特に優れている。	配点×1.00
B	やや優れている。	配点×0.80
C	標準的な内容である。	配点×0.60
D	やや劣っている。	配点×0.40
E	劣っている。	配点×0.20

第5 審査の結果

1 第一次審査（資格審査）

令和2年11月13日に募集要項等の公表を行い、令和3年1月22日までに提案書等を受け付けたところ、表3の4グループから資格審査の応募があった。

表 3 応募者一覧

代表事業者名
NTT アノードエナジー株式会社
A グループ
B グループ
C グループ

※ 優先交渉権者以外の応募者については、代表事業者等の名称を非公表とする。

資格審査では、各応募者から提出された応募資格に関する資料を審査し、その結果、すべての応募者について、募集要項に示した資格要件を満たしていた。

2 第二次審査（提案審査）

令和3年2月9日に開催した第2回審査委員会において、応募者によるプレゼンテーション、審査委員による応募者へのヒアリング等を実施した。

選定基準に基づき、各委員が5段階評価を行い、その平均値を得点として付与した。

なお、各グループの提案について審査委員会が評価した事項を表4に示す。

表 4 各応募者の評価結果

審査項目	配点	評価結果			
		NTT ア ノード エナジ ー株式 会社	A グループ°	B グループ°	C グループ°
実施方針	10	10	9.2	5.2	3.6
事業実施にあたっての基本方針	10	10	9.2	5.2	3.6
電力調達計画	30	28.0	29.6	14.4	10.8
電源構成の基本方針	10	9.6	9.6	5.6	3.6
再生可能エネルギー等の電源の調達計画	20	18.4	20.0	8.8	7.2
電力小売計画	40	36.4	33.6	24.0	14.4
小売営業の基本方針	10	9.2	9.6	5.6	3.6
小売予定先の市有施設の供給計画	20	17.6	15.2	12.8	7.2
小売予定先の民間事業者等の供給計画	10	9.6	8.8	5.6	3.6
収支計画	30	24.4	22.8	16.0	10.8
収支計画の試算	20	15.2	15.2	11.2	7.2
小売価格・調達価格等の設定方針	10	9.2	7.6	4.8	3.6
組織管理計画	30	28.4	28.0	13.6	12.0
組織管理の基本方針，事業実施体制及び事業パートナーの役割分担	20	18.4	19.2	8.8	8.0
需給管理・調整業務の実施方法	10	10.0	8.8	4.8	4.0
リスク管理計画	30	30.0	28.8	16.8	10.8
本事業におけるリスクの想定及びその対応策，出資者間でのリスク分担	20	20.0	20.0	11.2	7.2
緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫	10	10.0	8.8	5.6	3.6
利益活用計画	10	28.8	26.0	15.6	12.0
事業利益活用の基本方針	10	9.6	9.2	5.2	4.0
事業利益を活用した事業内容	20	19.2	16.8	10.4	8.0
合計	200	186.0	178.0	105.6	74.4

3 優先交渉権者の選定

審査委員会は、総合評価点が最も高い提案を行った NTT アノードエナジー株式会社を 1 位、次に高い提案を行った A グループを 2 位とし、それぞれを優先交渉権者及び次点交渉権者として選定した（表 5 参照）。

表 5 評価内容の最終結果

総合評価点	配点	NTT アノードエナジー株式会社	A グループ	B グループ	C グループ
	200	186.0	178.0	105.6	74.4

第6 審査の講評

1 審査委員会が評した事項

各応募者の提案内容に関する講評は、以下に示すとおりである。

【NTT アノードエナジー株式会社】

講 評
<ul style="list-style-type: none">・ 本市のまちづくりの方向性や地域新電力の目的・方針を十分に理解した提案であり、「小売電気事業」については、コストやリスク、安定性のバランスを考慮した電力調達であるほか、市民に身近な市有施設への供給や顧客獲得を意識した各種サービスと連携した供給計画など、実現性・継続性・独自性が高いことが評価できた。・ 「会社経営・運営」については、グループの保有するノウハウや資源を最大限活用し、経営の健全性・効率性が確保されるとともに、主要事業の計画的な知見の継承などにより、地域主体の会社運営を目指した提案であることが評価できた。また、リスクへの適切な対応のほか、災害発生時等における業務継続性の確保や迅速な対応が具体的で実効性が高いことが評価できた。・ 「利益活用計画」については、ビックデータやAI利用等のデジタル化の推進を図る独自性のある内容であるとともに、幅広い市内事業者との連携を図る具体的で実現性の高い提案であり、地域全体への波及効果が期待できた。

【A グループ】

講 評
<ul style="list-style-type: none">・ 本市のまちづくりの方向性や地域新電力の目的・方針を理解した提案であり、「小売電気事業」については、コストやリスク、安定性のバランスを考慮した電力調達であるほか、市有施設や民間への供給について、実現性・継続性が高いことが評価できた。・ 「会社経営・運営」については、経営の健全性・効率性が確保されるとともに、市内事業者との連携により円滑・効果的な業務推進が期待できた。また、リスクへの適切な対応が見込まれていることが評価できた。・ 「利益活用計画」については、本市のまちづくりに資する提案であるとともに、市内事業者との連携により地域還元事業を実施する具体的で実現性が高いことが評価できた。

【Bグループ】

講 評

- ・ 本市の方針や本事業の目的を踏まえているものの、「小売電気事業」については、電力調達・小売計画において一般的な内容となっている。
- ・ 「会社経営・運営」については、事業実施体制の構築やリスクへの対応が一般的な内容となっており、経営の透明性・健全性を確保するための提案が示されていなかった。
- ・ 「利益活用計画」については、本市の地域特性や課題を踏まえた方針であるものの、実施手法・体制や、市内事業者との連携について示されていなかった。

【Cグループ】

講 評

- ・ 本市の方針や本事業の目的を一部踏まえているものの、「小売電気事業」については、実現性・具体性のある計画が示されておらず、収支計画は健全性・合理性について示されていなかった。
- ・ 「会社経営・運営」については、事業実施体制の構築やリスクへの対応のほか、経営の透明性・健全性を確保するための提案が示されていなかった。
- ・ 「利益活用計画」については、本市の地域特性や課題を踏まえた方針であるものの、具体的な内容等や、市内事業者との連携について示されていなかった。

2 審査の総評

本事業は、市内に地域新電力会社を設立し、市が掲げる温室効果ガス排出削減目標の達成やLRT事業と連携したネットワーク型コンパクトシティの実現を地域課題の解決と合わせて目指すものである。

今回、公募期間が短く、また新型コロナウイルス感染症など世界的にも先行きが不透明な状況の中、最終的に4グループからの応募があった。4グループのいずれも創意工夫が盛り込まれた提案内容となっており、提案書作成における努力に対して敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げる。

審査委員会では、選定基準に則り、各審査項目について厳正かつ公正に審査を行った結果、「NTTアノードエナジー株式会社を代表事業者とするグループ」を優先交渉権者に、また、「Aグループ」を次点交渉権者として選定した。

今後、NTTアノードエナジー株式会社を代表事業者とするグループは、市と会社設立に向けた協議を行うことになるが、市の要求事項を踏まえた上で、提案された内容を確実に履行することが求められる。

その上で、公共サービスの更なる向上のため、次の事項に留意して事業を実施されることを望む。

- 小売電気事業実施までの期間が限られているため、詳細な計画を立てて、確実な実施に努めること
- 小売電気事業の拡大や地域還元事業の実施にあたっては、幅広い市内事業者との連携を図り、地域全体として本事業が意義あるものになるよう努めること
- 市と日々情報共有を行い、本事業が中長期にわたり市の施策と連動し、その実現に寄与すると同時に、地域経済付加価値をより一層高めていくような事業運営を行うこと